

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

（特定建築物の要件）

第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 20 条第 3 号に規定する建築物を除く。）とする。

（建築物環境配慮計画の届出）

第 88 条の 3 条例第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条 2 項若しくは第 4 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。

（建築物環境配慮計画の公表）

第 88 条の 4 条例第 141 条の 4 第 2 項（条例第 141 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
- (2) 特定建築物の概要
- (3) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 141 条の 4 第 2 項又は第 141 条の 7 第 2 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、建築局建築指導部建築企画課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（建築物環境配慮計画の変更の届出）

第 88 条の 5 条例第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出は、条例第 141 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更しようとするときは変更後速やかに、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとするときは当該届出に係る変更後の工事に着手する予定の日の 15 日前までに（当該変更に関して建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条 2 項若しくは第 4 項に規定する計画の通知をする場合にあっては、当該確認の申請又

は計画の通知をする予定の日の 15 日前までに）、行うものとする。

（建築の中止の届出等）

第 88 条の 6 条例第 141 条の 6 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の建築を中止した日以後速やかに行うものとする。

2 条例第 141 条の 6 第 2 項の規定により公表する内容は、建築を中止した日その他市長が必要と認める事項とする。

（工事完了の届出）

第 88 条の 7 条例第 141 条の 7 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の建築に係る工事が

完了した日から 15 日以内に行うものとする。

2 条例第 141 条の 7 第 2 項の規定により公表する内容は、第 88 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項及び工事完了年月日とする。

(建築物環境性能表示の広告への表示)

第 88 条の 8 条例第 141 条の 9 第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める広告は、販売等建築物の全部又は一部の価格及び間取りが表示されている広告であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載されるもの（面積が 62,370 平方ミリメートル以下であるものを除く。）
- (2) 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。）によるもの（当該広告の方法等に照らし建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせることが困難であると市長が認めるものを除く。）

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第 88 条の 9 条例第 141 条の 10 の規定による届出は、当該販売等建築物について最初に建築物環境性能表示(当該建築物環境性能表示の内容に変更を生じた場合における当該変更後の建築物環境性能表示を含む。)の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせた日から 15 日以内に行うものとする。